

一般社団法人日本オリエント学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本オリエント学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、オリエントの歴史と文化に関する学術的研究成果の発表と調査研究を行い、あわせて会員相互および関連学術団体との連絡提携を促進し、その成果を広く社会に還元して、もって学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表、討論、共同研究会等の開催
 - (2) 機関誌、その他研究に必要な資料、文献の公刊
 - (3) 研究に必要な文献、遺物、標本等の収集、保存、公開
 - (4) 学術調査、共同研究
 - (5) 専門研究者の育成
 - (6) すぐれた研究業績の顕彰
 - (7) 国内および国外の他の学術団体との連絡、協力
 - (8) 研究成果を社会に還元し、研究分野への社会の関心を高めるための講演会開催等の事業
 - (9) 会員の親睦協力を促進するための事業
 - (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に、次の4種の会員を置く。なお、正会員は維持会員もしくは名誉会員を兼ねることができる。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 維持会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(4) 名誉会員 学識名望があるか、または特にこの法人に功労のあった者
で、この法人が認めた個人

2. 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 正会員または団体会員もしくは維持会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。その承認があつて、初年度の会費を納入したときをもって正会員または団体会員もしくは維持会員となる。

2. 名誉会員になる者は、本人の同意を得て理事会が推薦し、総会の承認を得なくてはならない。その承認があつたときをもって名誉会員となる。

（会費）

第7条 正会員、団体会員および維持会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったときおよび毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するにいたつたときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するにいたつたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の会費支払義務を 3 年履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡または解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利および義務）

第11条 会員が前 3 条の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 各事業年度の事業計画および収支予算
- (4) 各事業年度の事業報告および収支決算
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) 会費の金額
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長の指名により常務理事のうち 1 名がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 1 を超える正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することで出席とみなす。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および総会において議事録署名人に選出した正会員 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員 の 設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
- (2) 監事 1 名または 2 名
2. 理事のうち、1 名を会長、2 名を常務理事とする。
3. 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任)

第22条 理事および監事は、総会の決議によって正会員のなかから選任する。

2. 会長および常務理事は、理事会の決議によって理事のなかから選任する。
3. 監事は、理事もしくは使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 常務理事は会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
4. 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、常務理事は分担して会長の業務に関する職務を代行する。
5. 会長および常務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事または監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、重任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
3. 理事または監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事

または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事および監事は無報酬とする。

(顧問)

第28条 この法人には、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、参考意見を述べることができる。
3. 顧問の選任および解任は、理事会において決議する。
4. 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長および常務理事の選定および解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、常務理事のうちの1名がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(財産の管理)

第35条 この法人の財産は会長が管理・運用し、その方法は理事会の決議による。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第37条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第38条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、監査報告、理事および監事の名簿を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散および清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(設置等)

第43条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員長は、理事会の決議によって理事のなかから選任する。ただし、理事会が特に認める場合には、理事以外の正会員をもって充てることができる。
3. 委員会の委員は、理事会の決議によって正会員のなかから選任する。
4. 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長ほか所要の職員を置く。
3. 事務局長は理事会の決議に従って会長が任免することとし、常務理事のうちの1名をもって充てることができる。
4. その他の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
5. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむをえない事由によって、前項の電子公告を行えない場合は、官報による。

第 12 章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成 24 年 5 月 19 日制定

平成 25 年 4 月 1 日施行